

5月臨時会ひらく

新庁舎の什器と避難所テント入れ

質疑で経済対策の充実求める

5月15日、5月臨時会が開催されました。市長からは議案として、「新第1庁舎什器（机、椅子、ロッカーなど）の購入について」と「避難所用間仕切りテントの購入について」の契約2件、報告として、コロナ対策のための条例、補正予算など10件の専決処分の承認が提案されました。日本共産党は議案質疑と「新第1庁舎什器の購入について」の契約と報告5件に対する反対討論を行いました。

「新第1庁舎什器の購入」契約に反対

5月15日、5月臨時会が開催されました。市長からは議案として、「新第1庁舎什器（机、椅子、ロッカーなど）の購入について」と「避難所用間仕切りテントの購入について」の契約2件、報告として、コロナ対策のための条例、補正予算など10件の専決処分の承認が提案されました。日本共産党は議案質疑と「新第1庁舎什器の購入について」の契約と報告5件に対する反対討論を行いました。



この什器購入は2億9千2百万円の契約が提案されました。

事業者緊急支援に事業臨時給付金にNPOを含めるよう求める

この什器購入は2月議会で採択された1階と2階の間に階段を作ることを前提としたものです。2月議会以降、新型コロナウイルスの感染が大きく広がり、感染予防のための「3密」とならないなど新生活洋式が提案されるなかで、「用がなくとも市民が市役所に集まるるようになる」というコンセプトでの階段設置に基づく什器購入はや

新型コロナに対する経済対策

事業者緊急支援事業臨時給付金として最大20万円を中小業者に給付する施策が始まりましたが、NPOは給付金の対象となつていています。

また、無所属の会が提出した「新第1庁舎への不要な階段追加工事を直ちに白紙撤回するとともに、人が過密になる市民

が提出した「新第1庁舎への不要な階段追加工事を直ちに白紙撤回するとともに、人が過密になる市民

が提出した「新第1庁舎への不要な階段追加工事を直ちに白紙撤回するとともに、人が過密になる市民

が提出した「新第1庁舎への不要な階段追加工事を直ちに白紙撤回するとともに、人が過密になる市民

が提出した「新第1庁舎への不要な階段追加工事を直ちに白紙撤回するとともに、人が過密になる市民

援減収対策緊急支給付金

この制度は、給与収入が5百万円以下で、

市長が答弁

市長が答弁

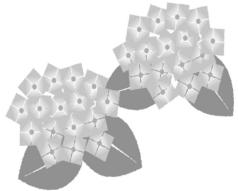
べき」と要望。市は「NPO法人についても、支援するために対象の要件や周知の方法、予算額などを検討しており、で引きる限り早く行つていきたい」と答弁しました。

また、給付金申請には白色申告者は開業届の提出が条件となる「決議に賛成しました。（反対多数で否決）

課税の場合は5千円と収入が多いほど給付金が多く、「生活支援」としては、全く合理性を欠くものなつっていましたが、多くの白色申告者や団体などからも「実態を無視したもの」という声があがりました。それでも、「開業届を紛失した場合も支給の対象にする」と変更しましたが、これが周知されてしまふ。「早急に市民にく知らされていません。「早急に市民に周知すること」を求め、「周知を徹底していくこと」との答弁がありました。

減収対策支援給付金について、市長は「税金を多く納めている人に、相当額を返すのはおかしなことではない。私は共産主義を採用しているわけではない」と答弁。質疑をした高坂議員は「生活支援の施策ならば、所得の低い人に手厚くしていかのが対策ではないか。市民の声を十分に聞いて、施策に反映するべきだ」と、要望しました。

各種支援制度が利用できます



○持続化給付金○

前年同月比で50%以上売上が減少した中小法人に200万円、個人事業主に100万円までを給付（売上減少分が上限）
(☎0120-115-570 持続化給付金事業コールセンター)

○千葉県中小企業再建支援金○

前年同月比で50%以上売上が減少した県内中小企業に10～40万円を給付
(☎0570-04-4894 千葉県中小企業再建支援金相談センター)

○特別定額給付金○

1人10万円の給付。5月下旬から申請書の郵送開始（給付金振込は6月下旬から順次）
(☎047-712-8609 特別定額給付金コールセンター)
配偶者からの暴力を理由に避難されている方は、世帯主でなくても、給付金を受けることができます
申出書は市公式Webサイトからダウンロードするか多様性社会推進課の窓口で用意しています



○事業者緊急支援臨時給付金○

感染症拡大予防に取り組む市内事業者を対象に最大20万円を給付（開業届けがなくても申請できます）
(☎047-370-3604、3605、3606 同給付金担当)

○事業者向け融資制度○

感染症の影響を受けた中小企業の支援措置。セーフティネット保証4号（20%以上売上減少）、セーフティネット保証5号（5%以上売上減少）認定により、信用協会の補償を利用することができます
(☎047-370-3602、3603 月～金、10時～16時)

○減収対策緊急支援給付金○

昨年に比べ20%以上減収となった市民に、前年度の住民税相当額を給付（年収500万円以下、非課税世帯まで）

○子育て世帯への支援○

○子育て世帯へ臨時特別給付金（対象児童1人につき1万円）。申請手続きは不要
(☎047-712-8539 こども福祉課)

○認可、認可外保育園などの感染拡大防止支援
(認可、認可外保育園に通園する園児が休園や登園自粛のため通園しなかった日数に応じて保育料分を補助)
(☎047-704-0225 こども施設入園課)

○小中学校生徒にタブレット端末貸し出し
(☎047-320-3335 教育センター)



○税などの徴収猶予○

新型コロナの影響で、市民税、下水道、国保税、介護保険料などの納付が困難な方については、支払いに関する猶予措置が受けられる

○生活福祉資金の特例貸付○

社会福祉協議会が窓口。それぞれ対象要件があるので相談してください

○緊急小口資金（最大20万円）
○総合支援資金（月15万円もしくは20万円を3カ月まで）を無利子・保証人なしで貸付

(☎047-320-4001 市社会福祉協議会)

**どこへ相談していいかわからないときは、
総合相談窓口 047-712-8661（土日含む 10時から20時）**